

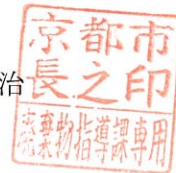
一般廃棄物処分業許可証

住 所 京都市伏見区久我西出町4番地38
(法人にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 伏見クリエイト株式会社
(法人にあっては 代表取締役 文 祐基
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 松井孝治



許可の年月日 令和8年4月 1日
許可の有効期限 令和10年3月31日

平成16年4月1日	新規許可	令和2年4月 1日	更新許可
平成18年4月1日	更新許可	令和4年4月 1日	更新許可
平成20年4月1日	更新許可	令和5年4月 1日	許可証書換え
平成22年4月1日	更新許可		(処理料金の規定)
平成24年4月1日	更新許可	令和5年4月27日	変更届
平成26年4月1日	更新許可		(法人の代表者等)
平成28年4月1日	更新許可	令和6年4月 1日	更新許可
平成30年4月1日	更新許可	令和8年4月 1日	更新許可

- 1 取扱廃棄物の種類
木くず。ただし、再資源化が可能なものに限る。
- 2 作業区分及び処理能力
破碎（中間処理）：ハンマーミル式破碎機
93トン/日（8時間）
- 3 施設の設置場所
京都市伏見区久我西出町4番地38
- 4 許可条件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）、その他関係法令を遵守すること。
(2) その他市長の指示に従うこと。
- 5 許可の取消し又は業務の停止
法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。
この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。